事業名	対象経費(*1)	補助率 (*2)	補助上限額(*2)	補助台数	補助対象外経費	その他
介護ロボット等の導入支 援事業	<ul><li>「移乗支援(装着型・非装着型)」</li><li>「入浴支援」</li></ul>			事業所で必要とする台数分	○交付決定前に導入した機器 ○消費稅及び地方消費稅 ○保険料、保守費 ○搬入費、送料 ○設置工事費 (ただし、見守り機器の導入に伴う通信環境 整備については別途事業において対象) ○メンテナンスに係る経費 ○通信に係る経費 ○タブレット、スマートフォン、パソコン、 モニター等のロボット介護機器とは異なる機 器	-
	・その他で示す機器等(*3)					
	・上記以外の介護ロボット		1 台につき 30万円			
ICT等の導入支援事業	・介護ソフト等 ・タブレット情報端末 ・通信環境機器等 ・保守経費等 ・その他	4分の3	申請時点におけるICTの活用が見込まれる職員数(常勤換算)に応じる。 ・1~10人 100万円・11~20人 160万円・21~30人 200万円・31人~ 260万円・31人~ 260万円・31人~ 260万円・31人~ 260万円 第勤換算上の人数を数えるが、居宅を職員(訪問介護員、が管理者に対してサービスを、居宅介護として共和談員等)及び管理・非常支援・制設員等は、常丁を表して、管理・大学を表して、管理・大学を表して、管理・大学を表して、管理・大学を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、		○交付決定前に導入した機器 ○消費税及び地方消費税 ○通信に係る経費 ○介護ソフトを開発する際の開発基盤 ○事業所に設置するパソコンやプリンター	・本事業による補助は、原則として1事業所につき、1回とするが、補助額の合計が補助上限額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。・2回目の補助を除いた金額を上限とする。1回目の補助額を除いた金額を上限とする。※2回目の補助上限額については、1回目の補助の際と2回目の申請時点の職員数(常勤換算)で少ない方の職員数何区分により算定する人代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。
介護テクノロジーのパッ ケージ型導入支援事業	・介護テクノロジーのパッケージ型による導入 ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備		1事業所につき 1,000万円		○介護ロボット等の導入支援事業・ICT等の導入支援事業に準ずる	-
導入支援と一体的に行う 業務改善支援事業	・第三者による業務改善支援 ・介護現場における生産性向上の取組に 関する研修・相談等		1 事業所につき 45万円		○消費税及び地方消費税	・同一の事業所において1回のみの補助とする。

<sup>(\*1)</sup> 導入方法がリース又はレンタルによる場合、当該年度中に係る経費のみが補助対象経費となる。

## (\*3) 交付要項第4条第1項(2) 参照のこと。

<sup>(\*2)</sup>介護ロボット等の導入支援事業については、1台(式)当たりの実支出額に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)と補助上限額とを比較して、少ないほうの額に導入台数を乗じた額を所要額とする。 その他の事業については、対象経費の実支出額に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)と補助上限額とを比較して、少ないほうの額を所要額とする。

例: 移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器(床走行式リフト等)、介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等)、見守りや 介護業務を支援する機器・システムであり別添に該当しない機器・システム(バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等)、入浴を支援する機器であり別添に該当しない機器(特殊浴槽等) 等